

○印西市重度心身障害者の医療費助成に関する条例

平成7年3月30日条例第6号

改正

平成8年3月26日条例第5号

平成10年12月24日条例第33号

平成17年3月28日条例第8号

平成18年3月8日条例第4号

平成19年3月2日条例第2号

平成20年5月26日条例第21号

平成22年3月17日条例第57号

平成24年6月21日条例第15号

平成27年6月29日条例第31号

印西市重度心身障害者の医療費助成に関する条例

印西町重度心身障害者の医療費助成に関する条例（昭和49年条例第2号）の全部を次のように改正する。

（目的）

第1条 この条例は、重度の身体障害者、知的障害者及び精神障害者（以下「重度心身障害者」という。）に対し、医療費及び調剤費（以下「医療費等」という。）の一部を助成することにより福祉の増進を図ることを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、「重度心身障害者」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

- （1） 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定による身体障害者手帳の交付を受け身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号（以下「省令別表」という。）に掲げる1級又は2級の障害のある者
- （2） 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第12条第1項に規定する児童相談所又は知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第12条に規定する知的障害者更生相談所が知能指数35以下と判定した者
- （3） 身体障害者福祉法第15条第4項の規定による身体障害者手帳の交付を受け省令別表に掲げる3級の障害のある者であって、児童福祉法第12条第1項に規定する児童相談所又は知的障害者福祉法第12条に規定する知的障害者更生相談所が知能指数50以下と判定した者（前2号に規定する者を除く。）
- （4） 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条第2項の規定による精神障害者保健福祉手帳の交付を受け精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和25年政令第155号）第6条第3項に規定する障害等級が1級の状態にある者

2 この条例において、「養護者」とは、配偶者、親権を行う者又は後見人であって現に重度心身障害者を扶養し、かつ、生計を維持しているものをいう。

(受給資格者)

第3条 この条例により医療費等の助成を受けることのできる者（以下「受給資格者」という。）は、重度心身障害者であり、かつ、次の各号のいずれかに該当するものとする。

(1) 本市の住民基本台帳に記録されている者で、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）による被保険者又は規則で定める社会保険に関する法律による被保険者若しくは被扶養者であるもの

(2) 本市以外の住民基本台帳に記録されている者で、国民健康保険法第116条の2の規定により、本市が行う国民健康保険の被保険者となっているもの

(3) 本市の住民基本台帳に記録されている者で、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）の規定により千葉県後期高齢者医療広域連合が行う後期高齢者医療の被保険者（以下「千葉県後期高齢被保険者」という。）であるもの

(4) 次のいずれかに該当する者

ア 本市の区域外に設置されている病院等に入院等をしたことにより当該病院等の所在する場所に住所を変更したと認められる千葉県後期高齢被保険者であって、当該病院等に入院等をした際本市の住民基本台帳に記録されていたもの（イ又はウに該当する者を除く。）

イ 本市の区域外に設置されている病院等に現に入院等をしている千葉県後期高齢被保険者のうち2以上の病院等に継続して入院等をするによりそれぞれの病院等の所在する場所に順次住所を変更したと認められる者であって、当該2以上の病院等のうち最初の病院等に入院等をした際本市の住民基本台帳に記録されていたもの

ウ 本市の区域外に設置されている病院等に現に入院等をしている千葉県後期高齢被保険者のうち2以上の病院等に継続して入院等をしている者であって、一の病院等から継続して他の病院等に入院等をする事（以下「継続入院等」という。）により当該一の病院等の所在する場所以外の場所から当該他の病院等の所在する場所への住所の変更（以下「特定住所変更」という。）を行ったと認められる者であって、最後に行った特定住所変更に係る継続入院等の際本市の住民基本台帳に記録されていたもの

2 規則で定める社会保険に関する法律による被保険者又は被扶養者についても、前項第2号の規定に準ずる。

(適用除外)

第4条 前条の規定にかかわらず、国又は地方公共団体の負担により医療費等の全てについて給付が行われる者及び印西市子ども医療費助成規則（平成15年規則第1号）による助成の対象となっている子どもについては、受給資格者としなない。

(申請及び認定)

第5条 受給資格者は、医療費等の助成を受けようとするときは、市長に申請しなければならない。ただし、特別の事情があるときは、重度心身障害者の養護者が代わって申請することができる。

2 市長は、前項の申請に基づき受給資格を認定したときは、当該認定を受けた受給資格者に対し、受給券を交付する。

(助成の額)

第6条 この条例により助成する医療費等の額は、受給資格者が医療費等の給付を受けた場合に、国民健康保険法、規則で定める社会保険に関する法律若しくは高齢者の医療の確保に関する法律又は感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）その他の規則で定める法律の規定により、当該受給資格者が負担すべき額（規則で定める付加給付その他の給付を控除した額）とする。ただし、受給資格者の属する世帯が、地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による市町村民税（同法の規定による特別区民税を含む。）のうち、同法第292条第1項第2号に掲げる所得割（同法第328条の規定により課する所得割を除く。）課税世帯である場合にあっては、調剤費によるものを除き、入院にあっては1日につき、通院にあっては受診1回につき200円を控除した額とする。

(助成の制限)

第7条 助成原因である疾病又は負傷が第三者の行為によって生じた場合においては、受給資格者が当該第三者から損害賠償を受けたときは、当該損害賠償の額の限度において、この条例による医療費等の助成は行わない。

2 前項の場合において、受給資格者がこの条例による医療費等の助成を受けた後において第三者から損害賠償を受けたときは、受給資格者又は養護者は、速やかに助成を受けた医療費の範囲内において、市長が定める額を返還しなければならない。

(不正利得の徴収)

第8条 市長は、偽りその他不正の手段により医療費等の支給を受けた者があるときは、その者から既に助成した額の全部又は一部を徴収することができる。

(譲渡又は担保の禁止)

第9条 医療費等の助成を受ける権利は、譲渡し、又は担保に供することができない。

(委任)

第10条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行し、改正後の印西町重度心身障害者の医療費助成に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、平成6年10月1日（以下「適用日」という。）から適用する。

(経過措置)

- 2 適用日において、現に改正前の印西町重度心身障害者の医療費助成に関する条例に基づき、医療費等の給付を受けている受給権者は、改正後の条例に規定する受給資格者とみなす。

(印旛村及び本埜村の編入に伴う経過措置)

- 3 印旛村及び本埜村の編入の日の前日までに、印旛村重度心身障害者の医療費支給に関する条例（昭和49年印旛村条例第10号）又は本埜村重度心身障害者の医療費助成に関する条例（昭和49年本埜村条例第22号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされたものとする。

附 則（平成8年3月26日条例第5号）

この条例は、平成8年4月1日から施行する。

附 則（平成10年12月24日条例第33号）

この条例は、平成11年4月1日から施行する。

附 則（平成17年3月28日条例第8号）

この条例は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成18年3月8日条例第4号）

この条例は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成19年3月2日条例第2号）

(施行期日)

- 1 この条例は、平成19年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の印西市重度心身障害者の医療費助成に関する条例の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に給付された医療費等の助成について適用し、施行日前に給付された医療費等の助成については、なお従前の例による。

附 則（平成20年5月26日条例第21号）

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行し、平成20年4月1日（以下「適用日」という。）から適用する。

(経過措置)

- 2 適用日において、現にこの条例による改正前の印西市重度心身障害者の医療費助成に関する条例の規定により認定を受けている受給資格者は、この条例による改正後の印西市重度心身障害者の医療費助成に関する条例の規定により認定を受けた受給資格者とみなす。

- 3 適用日前に給付された医療費等の助成については、なお従前の例による。

附 則（平成22年3月17日条例第57号）

(施行期日)

- 1 この条例は、平成22年3月23日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の印西市重度心身障害者の医療費助成に関する条例の規定による受

給資格者で、印旛村重度心身障害者の医療費支給に関する条例（昭和49年印旛村条例第10号）第3条第2項又は本埜村重度心身障害者の医療費助成に関する条例（昭和49年本埜村条例第22号）第3条第2号の規定により支給資格要件に該当しないとされた者については、印旛村及び本埜村の編入の日の属する月の初日にさかのぼって支給資格要件に該当するものとする。

附 則（平成24年6月21日条例第15号抄）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成24年7月9日から施行する。
（印西市重度心身障害者の医療費助成に関する条例の一部改正に伴う経過措置）
- 4 この条例の施行の際現に第3条の規定による改正前の印西市重度心身障害者の医療費助成に関する条例の規定により認定を受けている受給資格者（外国人登録原票に登録されている者で施行日において一部改正法附則第4条第1項の規定により住民票が作成されないものを除く。）は、第3条の規定による改正後の印西市重度心身障害者の医療費助成に関する条例の規定により認定を受けた受給資格者とみなす。
- 5 第3条の規定による改正後の印西市重度心身障害者の医療費助成に関する条例の規定は、この条例の施行日以後に給付された医療費等の助成について適用し、施行日前に給付された医療費等の助成については、なお従前の例による。

附 則（平成27年6月29日条例第31号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成27年8月1日から施行する。
（準備行為）
- 2 この条例による改正後の印西市重度心身障害者の医療費助成に関する条例（以下「新条例」という。）第5条の規定による医療費等の助成を受けるための申請及び受給券の交付に関し必要な手続は、この条例の施行日前においても行うことができる。
（経過措置）
- 3 新条例第6条の規定は、この条例の施行日以後に給付された医療費等の助成について適用し、施行日前に給付された医療費等の助成については、なお従前の例による。